

# 建築物の中間検査制度の導入のお知らせ

～平成19年6月20日以後に確認申請を行う建築物から対象となります～

## 1 背景と目的

平成17年に発生した構造計算書偽装事件では、構造計算書そのものの偽装だけでなく、工事施工段階での偽装、手抜きも指摘されており、建築物の安全性をどのように担保するかが課題となっており、この事件などを契機に建築基準法が平成18年6月21日に改正され、3階建て以上の共同住宅に中間検査が義務付けされました。

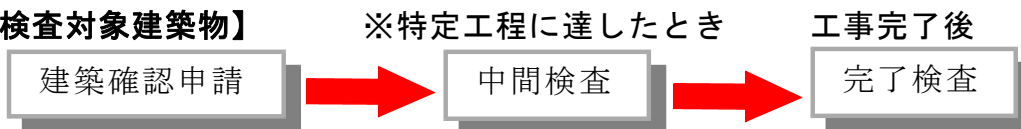
鳥取県では、法での義務付けに併せ、平成19年5月1日付鳥取県告示で多数の方々が利用する一定規模の建築物についても中間検査を実施することとしました。

これにより、これまで目視で確認が難しかった部分の違反の発生を防ぎ、是正が容易な早い段階での指導を行い、安全・安心なまちづくり、良質な建築物のストック形成を図りたいと考えております。

なお、特定行政庁である鳥取市、米子市、倉吉市の区域については、当該行政庁が別に定めます。

## 2 建築確認から完了検査までの流れ

### 【中間検査対象建築物】



注) 特定工程に達したときは、中間検査を受け、中間検査合格証の交付を受けなければ、その後の工事を進めることができません。

### 【その他の建築物】



## 2 中間検査を行う区域・期間

区域：鳥取県全域（鳥取市、米子市及び倉吉市の区域を除く）

期間：平成19年6月20日から平成22年6月19日までの3年間

※3年後に状況を見て見直しを行います。

## 3 対象とする建築物

平成19年6月20日以降に確認申請（又は計画通知）を行う建築物で、建築基準法に掲げる「特殊建築物」のうち多数の方々が利用する次の用途のもの（表1参照）で、災害時における構造上の安全性が求められる一定規模以上のものとします。

ただし、以下の建築物は除きます。

- ・国土交通大臣の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
- ・仮設建築物

【表 1 中間検査の対象となる建築物】

	用途	規模（階数・床面積）
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	3階以上 または客席の床面積が200㎡以上の建築物 ※屋外觀覧場にあつては1,000㎡以上
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等	3階以上 または2階部分の床面積が300㎡以上の建築物
(3)	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	3階以上 または2,000㎡以上の床面積が建築物
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）	3階以上 または床面積が3,000㎡以上 または2階部分の床面積が500㎡以上の建築物

#### 4 特定工程（中間検査を受けなければならない工程）

建築物の耐震性を確保するために重要な工程であり、躯体工事の早い段階である2階の床及びそれを支えるはりの配筋工事を対象とします。

また、その部分を覆う工事（コンクリート工事など）を中間検査合格証の交付を受けなければ、工事を進めることができない工程（特定工程後の工程）とします。

#### 5 検査の手数料

検査に必要な手数料は鳥取県建築基準法施行条例で定まっています。（表2参照）

原則として中間検査の手数料は1階の床面積を算定対象面積としますが、1階よりも2階の床面積が大きいなど特殊な場合については、各受付機関にご確認ください。

【表 2 中間・完了検査手数料】

床面積の合計	中間検査対象建築物		左記以外
	中間検査	完了検査	完了検査
30㎡以内	9,000円	9,000円	10,000円
30㎡を超え、100㎡以内	11,000円	11,000円	12,000円
100㎡を超え、200㎡以内	15,000円	15,000円	16,000円
200㎡を超え、500㎡以内	20,000円	21,000円	22,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内	33,000円	35,000円	36,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	45,000円	47,000円	50,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内	100,000円	110,000円	120,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内	160,000円	180,000円	190,000円
50,000㎡を超えるもの	330,000円	370,000円	380,000円